



令和7年度  
南部地区技師会総会議案書

令和7年度  
一般社団法人  
岩手県臨床衛生検査技師会  
南部地区通常総会

次第

1. 議事

承認第1号 令和6年度事業報告

承認第2号 令和6年度決算報告

第1号議案 令和7年度役員選出

2. 南部地区技師会会則

【承認第1号議案】

令和6年度事業報告

・南部地区総会

書面にて議決権行使をお願いし書面評決とした。

会員総数 54 名、回収率 98% によって、令和 5 年度事業報告・会計報告ならびに令和 6 年度事業計画案・予算案・役員案は 53 名の賛成をもって可決・承認された。

・令和6年度南部地区技師会研修会

日 時：令和7年1月15日(水)18:00-18:30

会 場：岩手県立磐井病院 2 階 多目的室

内 容：「循環器疾患と検査マーカーの基礎(ガイドラインを含め)」

講 師：ロシュ・ダイアグノスティクス株式会社 東田 雄一氏

参加者：16 名

【承認第2号議案】

南部地区技師会

令和6年度収支報告書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1.収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
地区活動費	100,000	100,000	0	
合計	100,000	100,000	0	

支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
研修会費	60,000	5,000	55,000	1/15 日当 1,000円×4名 1/15 実務委員交通費 1,000円
幹事会会議費	20,000	5,000	15,000	9/30 役員会日当 1000円×3名 9/30 役員会交通費1000円×2名
事務費	10,000	5,966	4,034	10/20 コピー用紙、封筒 855円 10/21 総会資料郵送代 3,010円 10/22 切手代 1,100円 1/14 封筒代 155円 3/27 現金書留封筒代 21円 3/27 現金書留郵送代 825円
予備費	10,000	0	10,000	
合計	100,000	15,966	84,034	

収入額100,000円 - 支出額15,966円 = 差引残高84,034円  
残金84,034円は県技師会へ返金致しました。

令和6年度南部地区臨床検査技師会収支決算について上記の通り報告致します。

令和7年3月27日 会計

上記報告書により諸帳簿の監査を行った結果、適正に処理されていることを認めます。

令和7年3月27日 会計監事

【第1号議案】

第3章 役員

- 第7条 (1) 会長、副会長、事務局、会計は総会において選出する。  
(2) 幹事3名および会計監事1名は、総会において承認を得るものとする

令和7年度 役員 (案)

役職名	氏名	施設
会長	安藤 隆子	県立千厩病院
副会長	高橋 久美子	県立大船渡病院
事務局	工藤 浩輝	県立磐井病院
会計	千田 安美沙	県立磐井病院
幹事	菅原 宏明	県立千厩病院
幹事	新沼 真由美	県立高田病院
幹事	土屋 未歩	一関市国民健康保険藤沢病院
会計監事	橋本 良子	住田地域診療センター
岩臨技 理事	安藤 隆子	県立千厩病院
岩臨技 理事	高橋 久美子	県立大船渡病院

【その他】

- 会員の施設情報が更新されていない方が散見されます。施設を確認し更新をお願いします。
- 今年度「第28回岩手県医学検査学会」の担当が南部地区となっております。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

**社団法人岩手県臨床衛生検査技師会**  
**南部地区技師会会則**  
**第1章 総則**

(名称)

第1条 本会は、社団法人岩手県臨床衛生検査技師会南部地区技師会（略、南部地区技師会）という。

(目的)

第2条 本会は、学術交流、地域医療への貢献及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会、研究発表会の開催
- (2) 地域保健事業への協力
- (3) レクリエーション、その他目的達成のために必要な事業

**第2章 会員**

(会員種別)

第4条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員 正会員は社団法人岩手県臨床衛生検査技師会会員とする。
- (2) 賛助会員 本会員の目的に賛同し、これを援助するために入会した個人又は団体。

**第3章 役員**

(種類、定款)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1名 |
| (2) 副会長  | 1名 |
| (3) 事務局  | 1名 |
| (4) 会計   | 1名 |
| (5) 幹事   | 3名 |
| (6) 会計監事 | 1名 |

(任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

役員に欠員が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とし、会長が後任を任命する。

(役員選出)

第7条

- (1) 会長、副会長、事務局、会計は総会において選出する。
- (2) 幹事3名および会計監事1名は、総会において承認を得るものとする。

(職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- (3) 幹事は会務の執行にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計の監査を行い総会に報告する。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会 総会は年に1回開催する。  
総会は、出席者数と委任状の計が正会員の3分の2以上で成立とする。
- (2) 役員会 役員会は会長、副会長、事務局、会計、幹事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

## 第5章 会費

(会費)

第10条 本会の運営費は、県臨床衛生検査技師会からの助成金で補う。

- (1) 会員からの年会費は徴収しないが、個々の事業に於いて必要経費を徴収する事は妨げない。

## 第6章 会計

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算書を総会に提案し承認を得るものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第12条 この会則に定めない事項が発生したときは役員会の決議を経て処理し、総会に報告する。

(慶弔費)

第13条 会員本人の慶弔に関しては次の基準により金品を呈する。

- |  |               |        |
|--|---------------|--------|
| (1) 会員が死亡したとき                            | 香典            | 5,000円 |
| (2) 会員が入院したとき                            | 見舞金(1ヶ月以上の入院) | 5,000円 |
| (3) 会員が結婚したとき                            | お祝い金          | 5,000円 |
| (4) 以上の他、会長が必要と認めたときは役員会で相談の上、呈することが出来る。 |               |        |

附則

- (1) 本会の会則は設立承認のあった日から施行する。
- (2) 本会の設立当初の会計年度は設立承認のあった日から平成9年3月31日までとする。
- (3) この会則は、平成19年4月19日改定施行する。
- (4) この会則は、平成24年4月26日改定施行する。
- (5) この会則は、平成25年5月25日改定施行する。
- (6) この会則は、平成27年5月21日改定施行する。